

事業全般

No	問	回 答
1	補助対象経費の上限はありますか。	補助対象により異なります、詳しくは運用方針をご覧ください。 なお、上限額が示されていない場合にあっても、予算額とご要望のバランスにより、減額される場合もあります。
2	事業が複数年度にまたがる場合も、申請することは可能ですか。	原則年度内の着手及び事業完了が必要です。
3	国からの補助とは別に都道府県等の地方自治体からの補助金等を受けることは可能ですか。	可能です。ただし、地方自治体による補助金等の財源が国費である場合は、不可能となります。
4	観光庁からの補助とは別に国の補助金等を受けることは可能ですか。	同一事業に対し、国の補助金等を複数受けることはできません。
5	交付申請、完了実績報告時の提出書類・部数・留意事項を明示頂きたい。	HP等でご案内予定です。
6	バスターミナル用の調査票がないようですが、対象にならないということでしょうか。	乗合バス用の調査票をご活用の上、該当する箇所に要望を記入いただき提出ください。

スケジュール

No	問	回 答
1	要望調査期限から交付決定までの所要期間は。	要望調査を締め切った後は、要望内容の審査、要望への内示、交付申請、申請内容の審査、交付決定を行う予定です。要望調査〆切から交付決定迄の所要期間はおよそ4ヶ月以内を予定しています。
2	交付が決定するまでの間、事業を進めることは可能ですか。	交付決定後に事業着手・契約した経費が対象となります。
3	完了実績報告書の提出は、いつまでにすればよろしいですか。	要綱上、完了実績報告書の提出については、補助事業の完了後、1ヶ月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとしておりますが、可能な限り速やかに事業を進めていただき、3月上旬までに事業完了、3月10日までを目標として事業完了報告書をご提出いただきますようお願いいたします。
4	繰り越して事業を実施することは可能ですか。	原則、年度末までに事業を完了してください。

公共交通利用環境刷新計画について

No	問	回 答
1	様式が多すぎて、自社の計画をどのように申請すれば良いかわからない。	今年度は事業毎に様式を別にしていきますので、該当する事業の調査票をご利用ください。なお、国際観光税を財源とした事業（「観光振興事業」、通常の事業に比べ、補助率、上限率について優遇あり）については、更に様式が別となります。
2	特定観光地の考え方を教えてください。	本事業において、特定観光地とは、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある市町村(指定市区町村)に係る観光地をいいます。指定市区町村は交付要領別添の一覧を参照してください。
3	観光拠点には既に多くの外国人旅行者が来訪している必要がありますか。	現状外国人が多く来訪していない場合は、当該観光拠点への具体的なインバウンド誘客の取組みや、仕掛けづくり等について、説明や資料を求める場合があります。
4	具体的にどのような事業者が対象になるのか教えてください。	乗合バスは、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第8条第1項により観光庁長官が指定した区間(以下「告示区間」)を通行し、観光振興事業交付要領で公表されている指定市町村を始点、終点、経由地とするものが対象となります。補助対象事業者は告示に記載された事業者およびそれらに車両を提供するもの。(連絡運輸を行う事業者でも事業者名が記載されていない場合は対象外です。)貸切バス、タクシーは上記系統が始点、終点、経由地とする指定市町村を営業区域に含む事業者及びこれらに車両を提供するもの。レンタカーは同指定市町村内に営業所を持つ事業者が対象となります。
5	補助対象事業者のうち、「これらの者に車両を貸与する者」とは、リース会社だけでなく、無償で車両を貸与する自治体も対象となりますか。	要綱、要領上無償による貸与の場合を除外していないため、対象となります。
6	計画に記載する補助対象事業費等は、概算での記載でよいですか。	概算金額で構いません。

7	観光拠点として、文化や伝統芸能等の無形物を位置づけることは可能でしょうか。	観光拠点情報・交流施設は、観光拠点へ訪れていただくための情報提供の場と位置づけられることから、文化や伝統芸能等無形物そのものは、観光拠点とはなりません。その文化や伝統芸能等無形物に由来する、地域や施設等を観光拠点とすることが必要となります。(例として、「〇〇祭り」ではなく、神社、山車を収める蔵、祭りを実施する地域等が観光拠点として妥当と考えられます)
8	革新補助については、指定区間を運行する車両等に対しての補助事業と思量するが、地域内を一体的にキャッシュレス決済対応(ICカード導入)する場合において、指定区間を運行する車両のみが補助対象ということでしょうか。また、指定区間以外のエリアについてはインバウンド補助を活用することは可能か。	それぞれの補助事業の主旨、要綱に記載された要件により判断されるため、具体的な内容についてお近くの窓口にご相談されるようお願いいたします。
9	地域内を一体的に多言語対応する場合において(多言語案内、バスロケーションシステムの導入)、指定区間を運行する車両のみが補助対象ということでしょうか。また、指定区間以外のエリアについてはインバウンド補助を活用することは可能か。	それぞれの補助事業の主旨、要綱に記載された要件により判断されるため、具体的な内容についてお近くの窓口にご相談されるようお願いいたします。
10	地域内に一体的に無料Wi-Fiを導入する場合において、指定区間を運行する車両のみが補助対象ということでしょうか。また、指定区間以外のエリアについてはインバウンド補助を活用することは可能か。	それぞれの補助事業の主旨、要綱に記載された要件により判断されるため、具体的な内容についてお近くの窓口にご相談されるようお願いいたします。
11	指定区間を運行する車両にWi-Fi整備がされていない場合において、指定区間に関係する主要観光地、交通結節点にWi-Fiが導入されていることにより、整備済みとしてよいでしょうか。	補助事業の主旨、要綱に記載された要件により判断されるため、具体的な内容についてお近くの窓口にご相談されるようお願いいたします。
12	まち全体を観光拠点とすることは可能でしょうか。	漠然と〇〇市全体ではなく、集客力の高い地域を観光拠点とすることは可能です。(例として、伝統的建造物地区等)
13	リース車両の場合、刷新計画を提出するのはリース会社でしょうか。リース会社の場合、事業の目的等は貸与される交通事業者の事業目的や成果目的ということでしょうか。リース会社が刷新計画を策定する場合、①～④に関する事業についても、リース会社が行わなければいけませんか。車両購入と貸与はリース会社で、①～④の整備は交通事業者であってもよいでしょうか。	要綱上「公共交通事業者等」には乗合バス、貸切バス、タクシー事業者のほか、「車両を貸与する者」としてリース事業者も含まれます。また、公共交通事業者等であって他の公共交通事業者等の事業に係る交通サービスの用に供するために、補助金の交付を受けて自らが保有する車両(バス・タクシー車両に限る。)の導入・改造等を行うものは、刷新計画の作成について、当該他の公共交通事業者等と共同して行うことができることとされています。この場合、目的、指標は乗合バス、貸切バス、タクシー事業のそれを記載することになります。リース会社の計画への参画の仕方は、車両のみを貸与し、バス事業者が多言語化、Wi-Fi、キャッシュレス機能を車両に施し使用する場合と、予めリース事業者がこれら3点セットの全部又は一部を整備した車両を貸与するものがあろうかと思っておりますので、実態に合わせて、計画に関わり方を記して頂ければと思います。
14	「計画の名称は公共交通路線等ごとに記載する」とありますが、計画書鑑の部分も同一でしょうか。(路線ごとの計画ごとに鑑が必要でしょうか。)	鑑はまとめていただいて構いません。計画書の中で書き分けていただければ結構です。
15	指定区間等における「現状と課題」とは、事業者が「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえて独自に設定するということでしょうか。	その通りです。また、刷新計画は、国際観光振興法第9条第1項で規定する「外国人観光旅客利便増進実施計画」や「観光ビジョン実現プログラム等」と整合する必要もありますのでご注意ください。(観光振興事業交付要領 Ⅲ. 1. ③. 2)(4ページ))
16	成果目標の、訪日外国人旅行者の利用状況や、利用者アンケートは、事業者独自調査でよろしいでしょうか。(調査の手法等は事業者が独自に決めることで構わないか)	結構です。ただし設定に関して交付要領に以下の規定があり、要件を満たしていないと思われるものについては、認定されない恐れがあるのでご注意ください。(観光振興事業交付要領 Ⅲ. 1. ③. 1)(4ページ)) ・計画の目標は、計画の期間内における公共交通利用環境の革新等事業の実施によって達成しようとする目標(以下「成果目標」という。)とすること。 ・計画の目標の実現状況等を評価するための定量的な指標(以下「評価指標」という。)が適切に設定されており、これにより公共交通利用環境の革新等事業の評価が適切に行うことができるものとなっていること。 ・成果目標及び評価指標の設定内容に対して公共交通利用環境の革新等事業の構成が妥当であること。 ・公共交通利用環境の革新等事業が、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものであること。
17	インバウンド対応型タクシーの導入を想定した場合、計画台数などの記載も必要でしょうか。	規模を把握し、補助対象経費見込み、補助金額見込みの妥当性を確認するため、記載いただく必要があります。

18	計画は複数の事業者が合同で策定・提出して良いか。	計画は事業者ごとに策定・提出いただきます(リース車両を導入される場合については、車両を使用する事業者とリース会社が共同で計画を策定可能です。)。ただし、タクシーについては交通圏単位で取りまとめ、提出いただいで結構です。
19	多言語案内に対応した決済機能アプリを搭載したタブレットを導入する場合、キャッシュレス化に加えて多言語対応も対応として観光振興に申請することは可能か。	キャッシュレス決済を主たる機能とするタブレットは、翻訳アプリが搭載されている場合でも、キャッシュレス機器としてご要望いただければと思います。

無料公衆無線LAN環境の整備について

No	問	回 答
1	無料公衆無線LAN機器の認証画面において広告を掲載することは可能ですか。	設備の維持管理費程度の取支であり、広告の募集・選定を公平中立に実施し、公序良俗に反しない内容の場合可能ですただし、広告の作成費用は補助対象経費から除きます。
2	共通シンボルマークJapan.Free.Wi-Fiの掲出はいつまでに実施する必要がありますか。	完了実績報告の提出までに掲出し、掲出された写真を提出いただくこととなります。
3	可搬式無料交通無線LAN機器を導入する場合も補助対象となるか。	交付要綱に定める補助対象事業者が当該機器を購入し、当該機器の所有権が販売者から補助対象事業者に移転される場合は補助対象となります。機器をレンタルし、利用料を支払う場合は対象となりません。
4	ポケットWi-Fiは対象になるか。	ビスや金具を用いて車内に固定し、ドライバー等が容易に取り外せない状態にするものは対象となります。(固定に用いた部材、工賃も補助対象となります。)にまた、ポケットWi-Fiを導入する場合でも、「Japan.Free Wi-Fi」の登録、シンボルマークの使用は必要となります。
5	既存の車両でWi-Fi機器未設置のものに搭載するための導入は認められますか。	可能です。
6	リース事業者は補助対象として認められますか。	補助対象事業者が自ら使用する目的で導入するものが対象となるため、リース事業者は対象となりません。

多言語対応について

No	問	回 答
1	案内標識の多言語化とは具体的にはどのようなものが対象になりますか。	案内標識とは、誘導サイン類(施設内の方向を指示するのに必要なサイン)、位置サイン類(施設等の位置を告知するのに必要なサイン)、案内サイン類(乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む。)、規制サイン類(利用者の行動を規制するのに必要なサイン)を多言語表記するものを指します。
2	多言語・翻訳用タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	指定はございませんが、「Voicetra」の活用を推奨します。
3	翻訳アプリの導入・維持経費は補助対象となりますか。	翻訳アプリの初期導入費用については補助対象となりますが、月額利用料と言った維持経費は補助対象となりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「Voicetra」アプリが無料で利用できますのでこちらの活用についてご検討ください。
4	現在デジタルサイネージを有しているが、発信するコンテンツを新たに作成しようと考えている。コンテンツ作成費用のみを計上することは可能ですか。	コンテンツ作成そのものは、効果促進事業であるため、単独での要望はできません。別途基幹事業を実施し、その効果促進事業として、コンテンツ作成をする場合は、補助対象となります。
5	デジタルサイネージにおいて、広告を掲載した場合、補助対象となりますか。	広告掲載による収益は、施設の維持管理費程度にとどめる必要があります。なお、この場合でも、広告掲載を主目的とするものについては、補助対象外となります。
6	観光、交通、災害情報のホームページ多言語化にあわせ、他の情報(予約サイトや広告等)も多言語化する場合、補助対象となりますか。	補助対象となりません。観光、交通、災害情報のホームページ多言語化のみ補助対象となります。
7	翻訳機器のリース事業者は補助対象として認められますか。	補助対象事業者が自ら使用する目的で導入するものが対象となるため、リース事業者は対象となりません。

キャッシュレス決済環境の整備

No	問	回 答
----	---	-----

1	対象となるキャッシュレス決済手段とはどのようなものですか。	クレジットカードや電子マネー、QRコード決済等が対象となります。また、1つの端末で複数の決済手段が使える場合も対象となります。ただし訪日外国人旅行者の利用が見込まれないキャッシュレス決済手段のみを整備する場合には対象となりません。
2	既にクレジットカード決済に対応している車両に対し、新たにQRコード決済に対応するためにタブレット端末を導入することは可能でしょうか。	可能です。補助の活用も可能ですが、「観光振興事業」を活用される場合、多言語案内・翻訳用タブレットとして導入された場合でも、補助率は1/3になります。
3	キャッシュレス決済について車両に取り付けられた場合を対象にしているが、乗車券売り場などの扱いは？(空港リムジン系統では乗車券を窓口、券売機で購入するケースが多い)	窓口、券売機にキャッシュレス機能を導入済みで、多言語対応、Wi-Fi設備導入をされる場合は、「観光振興事業」、「インバウンド事業」のどちらでも申請が可能です。
4	既存の車両でキャッシュレス機器未設置のものに搭載するための導入は認められますか。	可能です。
5	キャッシュレス機器のリース事業者は補助対象として認められますか。	補助対象事業者が自ら使用する目的で導入するものが対象となるため、リース事業者は対象になりません。

トイレの洋式化

No	問	回答
1	設計のみは補助対象となりますか。	設計から施工までが必要です。
2	和式から洋式に交換する際、温水洗浄便座の設置は可能でしょうか。	可能です。基本整備項目である洋式化を行う場合には、その他の既存洋式トイレへの機能追加も可能です。
3	暖房便座が設置された洋式トイレに温水洗浄便座のみ設置したいが補助対象事業となりますか。	基本整備項目があれば対象となりますが、温水洗浄便座のみの設置は対象外です。
4	既存建物の一部を改修(躯体工事)してトイレを設置する場合、便器設置費用や内装部分等については補助対象となりますか。	補助対象事業部分を切り出しての申請は可能です。
5	基本整備項目である「和式便器の洋式化」を実施する場合、別の洋式便器に暖房便座のみを取り付けることは、補助対象となりますか。	補助対象となります。

非常用電源装置等の整備

No	問	回答
1	「災害等」はどの程度のものをいいますか。	多数の訪日外国人旅行者が、暴風、豪雨、地震等に起因する公共交通機関の大きな乱れ等により影響を受け又は、影響を受けるおそれが生じた場合であって、旅行者への継続的な情報提供の必要性が高まる場合を示します。
2	携帯電話等の情報端末への充電について、同時に何台程度の充電ができるようにする必要がありますか。	情報端末を同時に10台以上充電できる環境の整備をしてください。
3	非常用電源設備のみの応募も可能でしょうか。	情報端末への電源供給機器がすでに整備されており、災害等の発生時に複数の携帯電話等の情報端末を充電することが可能な場合、補助対象となります。
4	情報端末への電源供給機器のみの応募も可能でしょうか。	災害等の発生時に、必要な案内業務や携帯電話の充電等が可能な非常用電源が既に整備されている場合、補助対象となります。
5	情報端末への電源供給機器については、充電用のコンセントの設置をすることで問題ないか。	コンセントだけでは要件を満たしているとは言えません。災害時に旅行者が充電器を持っているとは限らないことから、充電器(充電ケーブル)まで整備することが必要となります。
6	非常用電源設備と情報端末への電源供給機器を合わせてしんせいすることも可能でしょうか。	可能です。
7	非常用電源設備、情報端末への電源供給機器について、平時における使用を前提に整備を行ってもよろしいでしょうか。	災害等の発生時に迅速かつ確実に機器を使用できる必要があります。よって、機器が確実に使用できる状態を維持することを目的とした平時の使用を前提とする整備については補助対象となります。
8	携帯電話等の情報端末の充電を有料で行うことは可能なのでしょうか。	有料で提供するものについては、補助対象外となります。

9	太陽光発電や手動の電源供給機器は補助対象となるのでしょうか。	災害等の発生時に、必要な案内業務や携帯電話等の情報端末を充電するために、安定した電力供給ができる環境を整えること必要があることから、電源供給が不安定な機器は補助対象外となります。
10	ガソリン携行缶等燃料を保管・運搬するための容器はその他の非常用電源装置等の整備に附随する機器に含まれるのでしょうか。	補助対象となります。
11	非常用電源装置の燃料については、補助対象となるのでしょうか。	燃料については、ランニングコストに該当するため補助対象外となります。
12	非常用電源装置について、使い捨ての電池式のものも補助対象となるのでしょうか。	燃料と同様の考えになりますので、補助対象外となります。
13	非常用電源装置と情報端末への電源供給機器が一体型になったものは補助対象となるのでしょうか。	補助対象となります。 非常用電源装置として申請してください。
14	非常用電源装置は、案内所をどの程度営業するための容量が必要なのでしょうか。	最低限、通常営業時間内は案内を継続するための容量が必要となります。
15	非常用電源装置や電源供給機器の老朽化に伴う補修や買い替えは、補助対象となるのでしょうか。	設備の故障、老朽化に対応するための修理修繕、代替更新に要する経費は、補助対象外なりません。ただし、機能の明確な向上を伴う修理修繕、代替更新については補助対象となります。
16	非常用電源装置、電源供給機器のリース事業者は補助対象として認められますか。	補助対象事業者が自ら使用する目的で導入するものが対象となるため、リース事業者は対象になりません。

車両関係について

No	問	回 答
1	要望できる車両数に上限はありますか。	特に要望できる車両数に制限は設けていません。ただしUDタクシーについては、非常に多数のご要望をいただいていたことから、これまで何台ご要望いただいても、内示額は1～3台分程度となっています。身障者等移動に制約がある方々に確実に移動サービスを提供するというUDタクシー導入支援の目的によれば、ユニバーサルドライバー研修受講済みドライバー数をより多く確保し、UDタクシー実写研修が定期的に行われている事業者を、導入空白地域がなくなるよう広く普及促進を進めるという観点からは、新規導入を優先せざるを得ないと思われれます。こちらを参考に要望台数をご検討ください。
2	観光振興事業を活用してインバウンド対応型バス(リフト付バス)を導入する場合、そのバスは告示区間のみを走行しなければいけませんか。	観光振興事業で導入された車両の使用について要綱上の規程はありませんので、他の特定観光地等に訪日外国人旅行者を移動させるための使用も可能です。使用の割合については、本補助事業の主旨(訪日外国人旅行者により地域を周遊いただく)と、事業者の実状を勘案の上ご判断いただければ結構です。
3	UDタクシー導入補助の要件となっている「ユニバーサルドライバー研修」について、他の専門性の高い研修を受講していた場合又は専門の資格を保有している場合は研修受講とみなすことはできないでしょうか。	「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(H30.11.8付)には研修の要件として以下は記されています。 (1)研修内容には、従業者の意識の啓発に資するよう、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法理第65号)及び同法第6条に規定する障害を理由とする差別の解消に関する基本方針への理解に関するものを含めること。 (2)UDタクシーの設備の操作を行う運転者に対する研修及び運転者への教育担当者に係る研修は、実車を用いた説明及び実習を含めること。 上記を満たす研修としては、ケア輸送サービス従事者研修や福祉タクシー乗務員研修、介護福祉士や訪問介護員の資格取得の際受講する内容などが挙げられますが、補助の要件としては、(2)の実車研修の受講も必要となりますのでご留意ください。
4	UDタクシーの補助を受ける場合、補助車両1台につきユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置することが要件となっていますが、今回補助を受ける車両のみに配置すればよいですか。	過去に補助を受けてUDタクシーを導入している場合、当該車両にもユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を配置することが必要。 車両1台あたりの配置運転手については、一覧表を提出していただく必要があります。 なお、令和元年度にそれまでの配布運転者数(1台あたり3名)が緩和(1台あたり2名)されています。 平成30年以前に補助を受けた車両についても1台あたり2名配置されていれば可とします。

5	UDタクシーの補助を受ける場合、通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施」(H30.11.8付)に基づく研修(実車を用いた研修)を年2回以上実施していることが要件となっていますが、年とはいつからいつまでのことをいうのですか。	今回の要望調査においては、「平成31年4月1日から、令和2年3月31日まで」を指します。ただし、運用方針にあるとおり、条件は交付申請時までには充足する必要があります。 (交付申請期限については、各地方運輸局が指定します。) 交付申請時には実施済み、又は実施計画を書面で報告いただく必要があります。
6	車両導入の要件となっているキャッシュレス機器の導入、Wi-Fi機器の導入については、他の国庫金補助事業での導入、クレジット決済事業者からの無償提供、代替前の車両からの載せ替えなどによるものも認めてもらえますか。	機能が導入されれば、導入の形態は問いません。
7	補助事業要望調査票(タクシー関係)の「2. 貴社の取組み内容について」、「インバウンド関係」に「空港送迎サービスの導入有無」という項目がありますが、この「空港送迎サービス」とは何を指しますか。	本設問は、ジャンボタクシーやインバウンド対応型タクシー(UDタクシー)車両を使用する必要があるかお尋ねする主旨で設けたものです。 空港送迎サービスは、大きな荷物を抱えた訪日外国人旅行者が、到着先空港にてタクシーの空車を待ったり、探したりせずに目的地に移動するための事前予約、迎車、運送が行えるサービスを想定しており、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要領」で示す、インバウンド対応の多様化に取り組んでいるもの、すなわち、多言語案内・翻訳用タブレット端末等の外国人とコミュニケーションをとるための設備を車両に備えるとともに、運転手が一定の接遇マナーを備え、当該車両が待機する空港やターミナル駅等において専用乗り場を設置しているものが望ましいと考えています。